

広島市告示第66号

令和8年2月24日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づき、告示します。

広島市長 松 井 一 實

文 書 名	印影を印刷する 公印の名称
<ul style="list-style-type: none">軽自動車税納税通知書兼軽自動車税納税証明書（継続検査用）（中国5県外用）軽自動車税納税通知書兼軽自動車税納税証明書（継続検査用）（中国5県内用）軽自動車税納税通知書（口座振替用）（随時分）軽自動車税納税通知書兼領収証書兼軽自動車税納税証明書（継続検査用）（中国5県外用）軽自動車税納税通知書兼領収証書兼軽自動車税納税証明書（継続検査用）（中国5県内用）軽自動車税納税通知書（口座振替用）（当初分）	市長印